

令和6年度「ひろしま就活サポーター」募集要領

1 目的

本県は、意識・行動のステップアップモデル図【別紙1】に沿って生徒・学生の県内就職の意識向上に取り組んでおり、ひろしま就活サポーター（以下「就活サポーター」という。）は、大学生等に本県での仕事や暮らしの魅力を伝え、県内就職の促進を図るものである。

2 役割

自らの経験を基に、次の視点で本県での仕事や暮らしの魅力を発信する。

- ・ 高校・大学生活での経験や反省点など、
- ・ 県内就職を選択した理由
- ・ 仕事のやりがい
- ・ 県内での暮らしの魅力 など

3 活動内容

県主催のイベント等への参加（年1回程度）、県公式サイト「Go!ひろしま」やSNS等での情報発信（年1回程度）及び大学生からの相談対応（年1回程度）を行う。なお、マスコミ取材の場合がある。

（1）イベント参加

- ・ 就活サポーター同士の意見交換会（対面）
- ・ 県内大学の講座参加（対面）
- ・ 県外大学の講座参加（オンライン）

（2）情報発信

- ・ 県委託業者による取材対応
- ・ 写真や動画の提供

（3）相談対応

- ・ イベント等実施後のアンケート調査に対する回答作成
なお、作成した回答は県から学生に送付する。

4 応募方法

応募要件【別紙2】を満たす者を公募により募集するものとし、次の方法により、県内企業が就活サポーターの同意を得た上で県に推薦する。

（1）募集期間

令和6年3月1日から人数に達するまで

（2）募集人数

25人程度（追加公募を行う場合がある。）

(3) 任期

任命日から1年間が経過するまで

(4) 提出書類

- ・ひろしま就活サポーター推薦書（様式第1号）
- ・ひろしま就活サポーター応募票（様式第2号）

(5) 提出先

広島県商工労働局雇用労働政策課

電話（082）513-3425（ダイヤルイン）

電子メール syokoyou@pref.hiroshima.lg.jp

(6) 提出方法

募集期間内に上記（3）電子メール宛てに必要書類を送信すること

5 任命

応募書類を審査して県が任命し、任命書（様式第3号）を公布する。

6 その他特記事項

- (1) 任期中、やむを得ない事情等により就活サポーターを辞退する場合は、4（5）記載の連絡先にその旨を伝え、直ちに辞退届（様式第4号）を提出する。
- (2) 大学生等に対する不適切な対応などがあった場合や欠格事由に該当することが判明した場合は、県の判断で任命を取り消す場合がある。
- (3) 県から就活サポーターへの謝金・旅費等の金員は支給しないものとし、企業等の業務として参加する。
- (4) 就活サポーターは県内就職の意識向上の一環として活動するものであり、個別のリクルート活動は行ってはならない。
- (5) 別途、県のアンケート調査等で協力を依頼する場合がある。

附則

この要領は、令和6年3月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年6月4日から施行する。